

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

一般財団法人 全日本ろうあ連盟の概要

1. 設立年月日: 昭和22年5月25日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全日本ろうあ連盟は全国47都道府県に加盟団体を擁する全国唯一のろう者の団体です。1947年5月25日、群馬県伊香保温泉で「ろうあ者の人権を尊重し文化水準の向上を図りその福祉を増進すること」を目的に結成して以来、全国の仲間と共にろう者の暮らしと権利を守るために運動を進めています。

その長い運動の歴史において、民法11条改正、運転免許資格獲得、差別法規撤廃などの法改正、手話通訳制度の確立などの成果を上げてきました。

しかしながら、現在でも聞こえないことでの社会的障壁は数多く残されており、近年は課題を解決すべく、聞こえないわたしたちの言語である「手話言語」が国の言葉として認められるよう「手話言語法」の制定と、その言語でコミュニケーションを保障してもらえよう「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法」の制定に取り組んでいます。

当連盟の基本的な取り組みは次の通りです。

- ・手話通訳の認知・手話通訳事業の制度化
- ・聴覚障害を理由とする差別的な処遇の撤廃
- ・聴覚障害者の社会参加と自立の推進

3. 加盟団体数(又は支部数等): 47団体(全国都道府県に1団体・令和3(2020)年3月末)

4. 会員数: 18,149名(令和3(2020)年3月末)。

5. 法人代表: 理事長 石野富志三郎

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 視覚聴覚言語障害者支援体制加算について

①全国のろう重複障害者施設の利用者の高齢化、重度化が顕著であり、視覚聴覚言語障害者支援体制加算を至急に拡充する必要があります。今般のコロナ禍においても、ろう重複障害者にとってはコミュニケーション保障とあわせて病気の理解や新たな生活様式などの様々な学習機会の保障(集団学習の支援と個別支援対応と併用して)など「理解支援」が不可欠です。そのための支援を向上するため、視覚聴覚言語障害者支援体制加算を至急に拡充する必要があります。

②児童福祉法の障害児通所施設(児童発達支援・放課後等デイサービス)にも「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を適用する必要があります。

2. 食事提供体制加算を継続する必要があります。

視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. ろう重複障害者や聴覚障害児・者の支援について専門性のある事業所が、全国にまだまだ数が少ないため、今後各地域においてサービス提供できるように行政と関係者と一緒に事業所の創設・拡充が必要です。

2. ろう重複障害のある利用者を専門的に受け入れている通所施設(生活介護、就労継続支援、地域活動支援センター等)は、利用者が広域に点在しており、広域に送迎を実施しています。そのことから送迎に関する事業所の負担が大きく、送迎加算を拡充する必要があります。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

視点-3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

児童発達支援・放課後等デイサービスは障害児の発達保障及び家族の社会的な支援を行うことにあたり、サービスの質の向上が課題です。子育て施策、障害児施策との連携をし、聴覚障害者団体、聴覚・ろう重複児の親の会と情報交換・意見交換を行うなどサービスや運営等を適正実施しているかどうかの評価が必要です。

視点-4 新型コロナウイルスによる影響

- ①国としてろう重複障害者などが入院した際、病院等で入所や通所の施設職員が病気に対しての理解支援や付き添い支援を行う場合に十分な体制を確保できるように、基本報酬及び各種加算を柔軟に算定できるようにしてください。
- ②口元や表情がよく見える「透明マスク」を医療機関や公共機関等で普及するために、国として強力な支援をお願いします。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 視覚聴覚言語障害者支援体制加算について

①全国のろう重複障害者施設の利用者の高齢化、重度化が顕著であり、視覚聴覚言語障害者支援体制加算を至急に拡充する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

全国ろう重複障害者施設連絡協議会の2019年度基礎データ実態調査(参考資料1参照)によると、登録者1653名の内901名(54.5%)が聴覚障害(内92%が1-2級の重度障害者)で、その内、重複障害がある人が476名(52.8%)、さらに重複障害の内、知的障害(手帳所持者)が307名(重複障害のある人の内64.4%)で、日常生活や社会的な活動への支援(例:新型コロナウイルス感染症等の新しい生活様式の学習など)にも利用者個々の知的精神活動の状況にあわせた支援が不可欠である。また利用者の高齢化が顕著であることから(コミュニケーション上の課題等から次の受け入れ施設が地域にないなどの理由で施設の利用者の高齢化が加速化しやすい)病気や介護の支援の量が拡大しており、様々な場面での「理解支援」への支援充実をしていく必要に迫られている。ろう重複障害者の支援特性を熟知した専門職員の配置拡充とそのため職員の確保が必要である。現在の視覚聴覚言語障害者支援体制加算の拡充は喫緊の課題である。

【意見・提案の内容】

現行の視覚聴覚言語障害者支援体制加算による専門職員の配置では、上記のような「コミュニケーション支援」に加えての「理解支援」が十分に実施できる体制にはありません。コロナ禍において痛切に感じております。専門職員をさらに配置して支援を充実させるためにも十分な加算の充実をお願いします。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 視覚聴覚言語障害者支援体制加算

②児童福祉法の障害児通所施設(児童発達支援・放課後等デイサービス)にも「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を適用する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

全国聴覚・ろう重複児施設協議会の2019年度基礎データ実態調査(参考資料2参照)によると、登録者405名の内、聴覚・ろう障害児が384名(94.8%)で、その内、ろう重複障害児が117名(30.5%)で、言語獲得支援、情報支援、社会的な活動への支援(例:感染予防の理解、新しい生活様式の学習など)にも利用者個々の状況にあわせた包括的なコミュニケーション支援が不可欠である。聴覚・ろう重複障害についての支援特性を熟知した専門性を有する職員の体制を整えるために現在の視覚聴覚言語障害者支援体制加算を障害児通所施設にも適用する必要がある。

【意見・提案の内容】

現在、成人のろう重複障害者等が利用する通所施設や施設入所、共同生活援助について視覚聴覚言語障害者支援体制加算が適用されるにもかかわらず、障害児通所施設(児童発達支援及び放課後等デイサービス)については適用されていません。乳幼児期からの聴覚・ろう重複児のコミュニケーション支援が欠かせず、発達保障を考えると集団保障も重要です。聴覚・ろう重複児の専門的な支援体制を行っている児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所(参考資料3参照)に対して、視覚聴覚言語障害者支援体制加算の適用を強く求めます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

2. 食事提供体制加算を今後も継続する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者の中には、健康維持増進のためにも食事面での栄養バランスなどを支援する必要がある利用者も多く、加算がなくなるとインスタント食品やレトルト食品ばかりになり、栄養のバランスを崩してしまう利用者が多数でてくることとなります。

【意見・提案の内容】

全国ろう重複障害者施設連絡協議会の2019年度基礎データ調査によると、日中活動サービスの中で食事提供体制加算を算定している事業所が68%となっています。(参考資料4参照)

利用者の健康維持増進に大きな役割を果たしている食事提供体制加算の継続を強く求めます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-2地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

1. ろう重複障害者や聴覚障害児・者の支援について専門性のある事業所が、全国にまだまだ数が少ないため、今後各地域においてサービス提供できるように行政と関係者と一緒に事業所の創設・拡充が必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害者権利条約の批准、また障害者差別解消法に基づく環境整備、合理的配慮の提供が必要なため、全ての聴覚障害児・者が、情報アクセスとコミュニケーションのバリアなく、自ら選択する言語やコミュニケーション手段で障害福祉サービス等の利用ができるよう整備して行くことが必要です。

また聴覚・ろう重複障害児・者の発達保障を考えると、集団保障も重要です。

【意見・提案の内容】

全国的に見ても聴覚・ろう重複障害児・者の専門施設は、数がまだまだ少なく地域格差が大きいといわざるを得ない現状があります。

国及び地方自治体と聴覚障害者団体やろう重複児・者の親の会など関係団体が力をあわせて事業所を全国各地に広げていく必要があります。(参考資料3、5の1、5の2参照)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-2地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

2. ろう重複障害のある利用者を専門的に受け入れている通所施設(生活介護、就労継続支援、地域活動支援センター等)は、利用者が広域に点在しており、広域に送迎を実施しています。そのことから送迎に関する事業所の負担が大きく、送迎加算を拡充する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

ろう重複障害のある利用者は、広域に点在しており、ろう重複障害に対応する事業所を利用しています。利用については専門的(ろう重複障害)な事業所に限定されることから、利用者はその事業所を利用するために広域にわたって通所することが必要となります。またろう重複障害者は個々に専門的な支援を受けたり、同じコミュニケーション手段を共有することができる集団の中で活動することを望まれており、希望される方が円滑に利用できるための支援(集団の保障)の拡大が必要です。(参考資料5の1、5の2)

【意見・提案の内容】

広域を対象に送迎を実施している事業所に対して、現在の加算額に上乗せをしてください。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

児童発達支援・放課後等デイサービスは障害児の発達保障及び家族の社会的な支援を行うことにあたり、サービスの質の向上が課題です。子育て施策、障害児施策との連携をし、聴覚障害者団体、聴覚・ろう重複児の親の会と情報交換・意見交換を行うなどサービスや運営等を適正実施しているかどうかの評価が必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害児の発達保障及び家族の社会的な支援の質の向上のために子育て施策、障害児施策との連携をし、聴覚障害者団体、聴覚・ろう重複児の親の会と情報交換・意見交換を行うことが重要です。そのうえでサービスや運営等を適正実施しているかの評価についてはガイドラインの公表が必要です。

【意見・提案の内容】

子育て施策、障害児施策との連携をし、聴覚障害者団体、聴覚・ろう重複児の親の会と情報交換・意見交換を行い、サービスや運営等を適正実施している事業所を評価します。

またガイドラインの公表により、サービスの質を向上します。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-4 新型コロナウイルスによる影響

①国としてろう重複障害者などが入院した際、病院等で入所や通所の施設職員が病気に対しての理解支援や付き添い支援を行う場合に十分な体制を確保できるように、基本報酬及び各種加算を柔軟に算定できるようにしてください。

【意見・提案を行う背景、論拠】

ろう重複障害者などが入院した場合、病院の看護体制の脆弱さを理由に付き添いや支援を求められることが多くあります。家族などが付き添いできない場合など、特に現在のコロナ禍にあって、利用者の病気に対しての理解支援や付き添い支援等、多くの支援を必要とします。

普段から支援している通所施設職員や入所施設の職員による支援が必要となった場合に、十分な体制の確保のために基本報酬及び各種加算の算定ができるように柔軟な対応を求めます。

【意見・提案の内容】

具体的には、入院時等には行政と医療機関と福祉施設などが連携して対策を検討した上で、入所や通所の施設職員などの付き添いが必要となった場合には、付き添った部分について基本報酬及び各種加算の算定ができるようにしてください。また付き添った職員に対する感染予防(医療従事者と同様の防護服などの支給及び使用方法についての指導等)を行政の責任で実施するなどの感染予防の施策についても合わせて実施してください。また、この件は、コロナ禍だけの問題ではなく、これまでの課題でもあったので、コロナ終息後も恒久的に制度化しての対策が必要と考えます。

また万一、新型コロナ感染者がろう重複障害者が暮らす施設等で発生した場合の対処は、特に困難であることが予想されます。24時間の見守りや支援が必要な利用者に対し、一事業所だけの支援体制では限界があります。国としてもこのような場合に、行政及び医療機関と福祉施設等が適切な連携ができるように都道府県、市町村に特別な体制を組んで協力いただけるようシステムの制度化をお願いします。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

視点-4 新型コロナウイルスによる影響

②口元や表情がよく見える「透明マスク」を医療機関や公共機関等で普及するために、国として強力な支援をお願いします。

【意見・提案を行う背景、論拠】

新しい生活様式の中で、マスクの着用が政府から国民に対して推奨されています。そのことにより、医療機関、公共機関、福祉施設をはじめ、あらゆるところでマスクを着けている人が激増致しました。そんな中、聴覚障害児・者やろう重複障害児・者は、口元や表情がみえず、話しかけられていることにも気づかなかつたり、コミュニケーション上の大きな障壁になっています。一部の地域では、聴覚障害者の当事者団体や手話や要約筆記などのボランティア団体を中心に透明マスクを手作りして普及する運動を進めている地域もあります。しかし、全体的には透明マスクは社会的な認知度が低く、製造に乗り出している企業もほんの少ししかありません。そのため、市場にも出回らず、市場が醸成されていないために、感染対策に適した透明マスクの商品開発が進んでいるとは言えないのが現状です(医学的な見地からの助言や研究もほぼないと思われまます)。

【意見・提案の内容】

聴覚障害者、ろう重複障害者が「新しい生活様式」の中で当たり前のように生活していくためには、コミュニケーションの上で、口元や表情が見え、安心して医療機関、公共機関、行政窓口等が利用できるように、「透明マスク」の普及啓発に国としても取り組んでください。具体的には、首相や官房長官の記者会見などにおいて透明マスク着用による啓発や、厚生労働省をはじめとして聴覚障害者関係者との会議などにおける合理的配慮として透明マスク等の着用をお願いいたします。また、医療や福祉関係機関等においても透明マスクが広く活用されるためには、感染対策に一定の効果がある透明マスクの研究が必要だと考えられます。そういった研究に対して国からの支援をお願いいたします。

(参考資料1)

全国ろう重複障害者施設連絡協議会 2019年度基礎調査データにみる重複障害の内訳

重複障害の状況	人数
聴覚・知的	209
聴覚・精神	60
聴覚・肢体	20
聴覚・視覚	66
聴覚・内部	3
聴覚・知的・精神	37
聴覚・知的・肢体	20
聴覚・知的・視覚	17
聴覚・知的・内部	4
聴覚・精神・肢体	3
聴覚・精神・視覚	4
聴覚・視覚・内部	1
聴覚・知的・精神・肢体	10
聴覚・知的・精神・視覚	8
聴覚・知的・肢体・内部	1
聴覚・知的・肢体・視覚	1
聴覚・知的・精神・肢体・視覚	1
聴覚・難病	1
聴覚・視覚・肢体	2
聴覚・知的・視覚・内部	1

内容	人数	割合
登録者(契約者)の人数	1653	100%
その内、聴覚障害者の人数	901	54.5%
聴覚障害者の内、ろう重複障害者の人数	476	52.8%
ろう重複障害者の内知的障害者の人数	307	64.5%

(参考資料2)

全国聴覚・ろう重複児施設協議会

2019年度基礎調査データにみる聴覚・ろう重複障害の内訳

内容	人数	割合
登録者(契約者)の人数	405	100%
その内、聴覚障害児の人数	384	94.8%
聴覚障害児のうちろう重複児の人数	117	30.5%

障害別(手帳による。重複して持っている人はそれぞれに数える)

身体				知的	精神
聴覚	視覚	肢体	内部	愛護、療育	
362	0	19	4	122	0

男女別	男性	女性
	228	177

年齢別	3歳未満	3,4,5歳	小学生	中学生	高校生	18歳~20歳未満
	0	55	237	63	50	0

(参考資料3)

全国聴覚・ろう重複児施設協議会(2015年3月発足・現在18ヶ所)

No.	事業所名	児童発達支援	放課後等デイ	住所
1	サポートハウスもも	○	○	北海道旭川市豊岡7条8丁目5-11
2	放課後デイサービスふくろう		○	北海道札幌市北区北27条西13丁目4番5号
3	聴覚障害児児童クラブきらきら	○	○	群馬県前橋市南町2丁目66-9
4	クラブかたつむり		○	東京都国分寺市日吉町4-29-12
5	ひとつ星・さかど		○	埼玉県坂戸市片柳2148-8
6	きこえこども支援センターひなげし	○	○	石川県金沢市円光寺2-5-1
7	聴覚・ろう重複センターつくしっこ	○	○	愛知県名古屋市千種区今池南30番2号 川島第三ビル1-A
8	聴覚・ろう重複センター茜	○	○	愛知県岡崎市伊賀町字6丁目47
9	聴覚・ろう重複センター楓		○	愛知県豊橋市堂坂町13番地
10	聴覚・ろう重複センターひまわり	○	○	三重県津市久居二ノ町1648-1
11	京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」		○	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519京都社会福祉会館3階
12	放課後等デイサービスすてっぷ	○	○	奈良県大和郡山市筒井町950-1
13	放課後デイサービス手と手の広場		○	広島県広島市中区光南2丁目10-8西本ビル1F
14	放課後デイサービス手と手の広場2		○	広島県広島市中区吉島東一丁目20-19 2F
15	たじま聴覚障害者センター児童通所支援事業所	○	○	兵庫県豊岡市城南町23番6号 豊岡健康福祉センター2階
16	スケッチブック		○	福岡県福岡市早良区荒江3-32-14
17	聴覚障害児支援かいじゅうの森	○	○	福岡県久留米市高良内町2935番地福岡県立久留米聴覚特別支援学校内
18	放課後等デイサービス事業所「デフキッズ」		○	鹿児島県鹿児島市下伊敷1-43-2 種子田コーポ2F

(参考資料4)

視覚聴覚言語障害者支援体制加算及び食事提供体制加算 取得状況

	2019年度 全国ろう重複障害者施設連絡協議会 基礎データ調査より	
	視覚聴覚言語障害者支援 体制加算の取得率(%)	食事提供体制加算の 取得率(%)
会員施設	88.0%	68.0%

(参考資料5の1)

全国ろう重複障害者施設連絡協議会加盟施設一覧(1997年4月発足・現在58か所)			
No	施設名	事業名	所在地
1	わかふじ寮	就労移行支援・施設入所支援・就労継続支援B型	北海道上川郡新得町西三条北1丁目5-3
2	第2わかふじ寮	生活介護・施設入所支援	北海道上川郡新得町西三条北1丁目5-3
3	ほほえみ作業所	就労継続支援B型	北海道札幌市白石区菊水元町5条1丁目9-8
4	ほほえみ西	地域活動支援センター	北海道札幌市西区二十四軒1条5丁目3-12
5	そよかぜ広場	小規模作業所	宮城県仙台市太白区郡山三丁目5番32号
6	なのはなの家	就労継続支援B型	福島県福島市森合字台4番地
7	地域活動支援センターけやき	地域活動支援センター	福島県郡山市大槻町字小山田13
8	山形県リハビリセンター	施設入所支援・生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・共同生活	山形県山形市大字大森385
9	らいおん工房	就労継続支援B型	千葉県千葉市中央区港町1-2
10	たましろの郷	生活介護・施設入所支援	東京都青梅市長湊5-1420-2
11	ふれあいの里・どんぐり	生活介護・施設入所支援	埼玉県入間郡毛呂山町西大久保695-2
12	春里どんぐりの家	就労継続支援B型・生活介護	埼玉県さいたま市見沼区小深作186-2
13	東京聴覚障害者支援センター	施設入所支援・自立訓練・就労移行・就労継続支援B型・短期入所・相談支援	東京都板橋区志村2-19-5
14	あさひ共同作業所	就労継続支援B型	新潟県新潟市東区小金町1-7-15
15	手楽来家	就労継続支援B型	新潟市江南区東船場3丁目1-28
16	光道園 光が丘ワークセンター	施設入所支援・生活介護	福井県丹生郡朝日町朝日22-2-2
17	まつぼっくり	生活介護	静岡県浜松市浜北区善地692
18	遠州みみの里	就労継続支援B型・生活介護	静岡県浜松市中区和合町220-387
19	ありんこの里	就労継続支援B型	静岡県静岡市駿河区西脇753
20	聴覚障害者支援事業所 ほっとくる	地域活動支援センター	愛知県名古屋市中区熱田区神宮3丁目3-11
21	聴覚・ろう重複センター碧	生活介護	愛知県名古屋市中区守山区守牧町19
22	聴覚・ろう重複センター蒼	就労継続支援B型	愛知県名古屋市中区守山区金屋2丁目286鳥羽見マンション1階
23	聴覚・ろう重複センター桃	就労継続支援B型	愛知県春日井市岩野町2丁目2-7
24	聴覚・ろう重複センター葵	相談支援・居宅介護支援	愛知県名古屋市中区守山区金屋2丁目286鳥羽見マンション205号室
25	聴覚・ろう重複センターそら	就労継続支援B型・生活介護	愛知県豊橋市小浜町5パルタウン小浜1-A
26	聴覚・ろう重複センターひまわり	日中一時支援	三重県津市久居二ノ町1648-1
27	びわこみみの里	就労移行支援・就労継続支援B型・生活訓練	滋賀県守山市水保町165-1
28	宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター	地域活動支援センター	京都府与謝郡与謝野町字岩滝2112-3
29	いこいの村・栗の木寮	施設入所支援・生活介護・就労支援B型	京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2
30	綾部市聴覚言語障害者支援センター	相談支援事業所	京都府綾部市青野町西青野18番地

(参考資料5の2)

31	京都市西ノ京障害者授産所 青空工房	就労移行支援・生活介護	京都府京都市中京区西ノ京東中合町2
32	京都市聴覚言語障害セン ター若木寮	施設入所支援・生活介護・就労移行 支援	京都府京都市中京区西ノ京東中合町2
33	第2あおぞら就労支援事業 所	就労継続支援B型	京都府京都市中京区西ノ京東中合町57番地
34	みなみかぜ	就労継続支援B型・自立訓練・生活 介護	京都府城陽市寺田林ノ口11-64
35	さんさん山城	就労継続支援B型	京都府京田辺市興戸小毛詰18-1
36	いっぼの家	就労継続支援B型・生活介護	奈良県大和郡山市杉町134-5
37	なかまの里	生活介護・施設入所支援	大阪府泉南郡熊取町久保2329
38	ほくふ障害者作業所	就労継続支援B型・生活介護	大阪府堺市北区南花田町536-1
39	あいらぶ工房	就労継続支援B型・生活介護	大阪府大阪市港区港晴1-7-4
40	北摂聴覚障害者センター ほくほく	就労継続支援B型	大阪府吹田市岸部中3-13-4
41	泉州聴覚障害者センター なんなん	生活介護・就労継続支援B型・計画 相談支援	大阪府貝塚市半田1-20-9
42	田辺くじら作業所(分所) ふたば作業所	就労継続支援B型(分所)	和歌山県田辺市上の山2-12-58
43	手の郷	就労継続支援B型	和歌山県和歌山市米屋町2番 清光ビル小早川ビル1階
44	たじま聴覚障害者センター	就労継続支援B型	兵庫県豊岡市城南町23番6号豊岡健康福祉センター2階
45	たつのころあハウス	就労継続支援B型	兵庫県尼崎市立花町4丁目8番12号
46	共同作業所 神戸ろうあハウス	就労継続支援B型	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5丁目4 西高架下16
47	おのころの家	就労継続支援B型	兵庫県洲本市中川原町中川原222-2
48	はりまふくろうの家	就労継続支援B型	兵庫県姫路市東延末2-51中川ビル1階
49	やまもも	地域活動支援センター	徳島県徳島市中島田町4丁目-4-4
50	聴覚障害者就労継続支援セ ンターふくろう	就労継続支援B型	鳥取県米子市義方町11-39
51	アイラブ作業所	就労継続B型・生活介護	広島市中区吉島西2丁目3-22
52	セルフ南風	施設入所支援・生活介護・就労継続 B型	山口県宇部市あすとびあ2-2-15
53	セルフ藤山	就労継続支援B型	山口県宇部市西平原4-2342-1
54	びあ南風	相談支援	山口県宇部市鶉の島町5-21
55	陽だまり	小規模作業所	福岡県北九州市戸畑区幸町9-26
56	ろうあ工房つつじ	地域活動支援センター	福岡県久留米市長門1丁目369-1
57	工芸会ワークセンター	生活介護・施設入所支援	福岡県福岡市西区田尻2542番地
58	地域活動支援センターひま わり	地域活動支援センター	長崎県諫早市東小路町4-26
59	ぶどうの木	就労継続支援B型	鹿児島市草牟田町6-1松尾ビル1F
60	みみの木	就労継続支援B型	沖縄県那覇市若狭1-2-91階